

指定地域密着型通所介護

運営規程

株式会社エイ・ブレイン

ハートデイサービスセンター暖

ハートデイサービスセンター暖指定地域密着型通所介護
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 エイ・ブレインが開設するハートデイサービスセンター暖（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 ハートデイサービスセンター暖

2 所在地 東京都足立区大谷田 5-28-15

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の

生活の向上を図るため適切な相談・援助を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画」という）の作成等を行う。

- 3 介護職員 1名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- 4 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止をするための訓練指導、助言を行う。

- 5 看護職員 1名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日

※ただし、ゴールデンウィーク（休まない場合あり）・12月31日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

- 3 サービス提供時間 1単位目 午前9時30分～午後4時40分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位 10名

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 1 食事サービス

- 2 身体介護

- 3 生活指導（相談・援助等） レクリエーション

- 4 機能訓練

- 5 健康チェック

- 6 送迎

- 7 相談・助言 など

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 1 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 1 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画作成する。また、すでに居住サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定地域密着型通所介護の提供記録の記載)

- 第10条 指定地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定地域密着型通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 1 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食事代、おむつ代等にかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 その他、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 5 指定地域密着型通所介護の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、足立区（大谷田・辰沼・佐野・谷中・神明・神明南・六木・東和・綾瀬・東綾瀬3～7・西綾瀬2～4・青井・弘道・南花畠1～3・六町・加平・西加平・北加平町・東保木間・一ツ家2～3・保塚町）とする。

(契約書の作成)

- 第13条 指定地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 1 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態

- が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備えるものとする。

防火責任者	防火管理者
防災訓練	年1回以上

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 1 利用者の使用する施設、食器その他の備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 指定地域密着型通所介護従事者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第17条 1 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
- 2 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

- 第18条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第19条 1 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録し、その完

結の日から2年間保存する。

- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第20条 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第22条 1 事業所は指定通所介護・指定介護予防通所介護等のサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(地域との連携など)

- 第23条 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^行う等地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第25条 1 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 エイ・プレインとハートディサービスセンター暖の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年3月15日から改定施行する。

この規定は、令和5年10月2日から改定施行する。

この規定は、令和6年4月1日から改定施行する。